

# にかほ市熱回収施設建設事業（新ごみ焼却施設） に係る生活環境影響調査結果

市では、環境にやさしい、住み良いまちづくりに向けて、新たなごみ焼却施設建設を計画しています。そこで計画地としている金浦字轄町において生活環境影響調査を実施しました。調査は約1年間かけて行われ、気象、大気質、騒音、振動、悪臭、水質といった項目について、現在の状況や予測に必要な条件を把握することを狙いとしました。結果は、各項目において予測値が基準値を下回り、影響がないと評価されました。



図-1 環境調査の調査地点位置図

## ① 環境調査の結果

### 地上気象調査

気象調査は、大気汚染物質の広がり方を把握し、予測条件（風向や風速等）を設定するために、計画地周辺（1地点）で1年間実施しました。

調査の結果、年間の平均風速は2・2m/Sで、冬季は春季に風が強い傾向にあり、風向は西の風（西から東方向への風）が卓越していました。

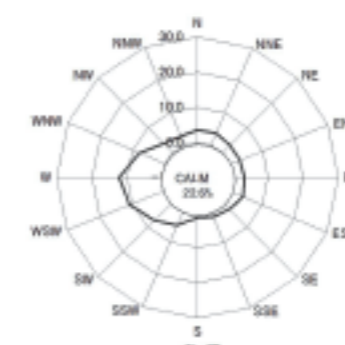


図-2 年間の風向き

大気質調査結果表

物質	項目	計画地周辺	市道砂田・中山2号線	一般国道7号線	保全目標
二酸化窒素(ppm)	日平均値の最高値	0.004	0.008	0.023	0.04以下
	1時間値の最高値	0.057	0.049	0.054	0.10以下
浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の最高値	0.098	0.062	0.088	0.20以下
	1時間値の最高値	0.004	—	—	0.04以下
二酸化硫黄(ppm)	日平均値の最高値	0.011	—	—	0.1以下
	1時間値の最高値	0.001未満	—	—	0.02以下
塩化水素(ppm)	日平均値の最高値	0.015	—	—	0.02以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	期間平均値	—	—	—	0.6以下

### 大気質調査

大気質調査は、計画地周辺（1地点）や道路沿道（2地点）における大気汚染物質（二酸化窒素、ダイオキシン類など）の濃度を測定。調査結果は、全ての項目で保全目標（環境基準値等）を下回る結果となりました。

### 【用語解説】

**環境基準**：環境基本法に基づき「人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準」として国が定めた目標値  
**ppm**：容量比を表す単位で、1ppmとは、空気1m<sup>3</sup>中に物質が1cm<sup>3</sup>含まれることを表します。

### 騒音・振動調査

騒音・振動調査は、計画地（1地点）や道路沿道（2地点）における音の大きさや地面の揺れ方を測定しました。

調査結果は、一般国道7号の道路交通騒音が参考指標（環境基準値の70デシベル）を上回っていました。しかし、それ以外は全ての地点で騒音、振動ともに基準値を下回っていました。

騒音・振動調査結果表

地点	時間区分	騒音レベル(dB(A))	振動レベル(dB)	参考指標値	
				騒音	振動
④ 計画地	昼間	43	30未満	55以下	65以下
	夜間	41	30未満	45以下	60以下
⑤ 市道砂田・中山2号線	昼間	62	30未満	65以下	60以下
⑥ 一般国道7号	昼間	73	34	70以下	65以下

### 【騒音の目安】

80 dB(A)		電車の車内
70 dB(A)		電話のベル
60 dB(A)		普通の会話
50 dB(A)		静かな公園
40 dB(A)		図書館の中

### 【振動の目安】

70 dB		大勢の人に感ずる程度、戸や障子がわずかに動くくらい。
60 dB		静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度
50 dB		人体に感じないで地震計に記録される程度
40 dB		

### 悪臭調査

悪臭調査は、夏季に計画地で採取した試料（空気）の悪臭物質の濃度を分析しました。調査結果は、法令で定められた全ての悪臭物質（アンモニア等の22項目）で濃度が検出されない結果となりました。また、臭気指数も10未満で人が臭いを感じないレベルでした。

### 水質調査

水質調査は、湧水期、豊水期に各1回、計画地の直近を流れる赤石川を対象に環境基準として定められた生活環境項目、健康項目の濃度を分析しました。調査結果は、大腸菌群数以外の全ての項目が環境基準値を下回る結果となりました。なお、大腸菌群数は、国県が実施している水質調査（赤石橋）でも基準値を超過している状況です。

### 【用語解説】

**悪臭物質**：悪臭防止法では、「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」として、アンモニア、メチルメルカプタンなどの22項目特定悪臭物質と定め、規制基準値を設定しています。

**臭気指数**：人間の嗅覚を用いて臭気の強さを表す手法であり、10未満の場合は人が臭いを感じないレベル（無臭）となります。

**生活環境項目**：環境基本法に基づき、「生活環境の保全に関する基準」として定められた水質の環境基準で、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量大腸菌群数などが定められています。

**健康項目**：環境基本法に基づき、「人の健康の保護に関する基準」として定められた水質の環境基準で、重金属、農薬工業製品として用いられる有機塩素化合物の27項目が有害物質として定められています。

**大腸菌群数**：主として人または動物の排泄物による汚染の指標として用いられています。全国的に環境基準の達成状況は低く、平成23年度で基準超過割合は66%と高くなっています。